



平成28年10月24日
奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
9月29日（木）に開催いたしました説明会の概要を以下のとおりまとめましたので、配付いたします。

今後も継続して説明会の開催、お便りの配付等を行いますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

1 当日の説明内容について

(1) こども園の運営内容について

- ・ 市立こども園移行により、3年保育を実施します。クラス数については、3～5歳児で各学年1クラスとなりますが、認定こども園は従来の保育園利用である2号認定の定員を必ず設定しなければなりません。
- ・ こども園移行後の最大の開園時間は、午前9時から午後5時までとなり、1号認定の園児を対象に預かり保育を開始します。
- ・ こども園移行後は、月曜日から金曜日まで給食を提供しますので、お弁当日は設定しません。給食の内容については、青和こども園で調理したものを鶴舞へ搬入する予定です。

(2) 入園手続と保育料等について

- ・ 入園手続については、こども園移行後も、1号認定利用であれば市立幼稚園、2号認定であれば保育園の申込方法と同じです。
- ・ 保育料についても、1号認定利用は市立幼稚園、2号認定であれば保育園の保育料と同額ですので、こども園に移行したからといって保育料が高くなることはありません。なお、給食や預かり保育については、別途、実費負担が発生します。

(3) 民間移管までの進め方について

- ・ 今回の説明会では、平成30年度前半までの取り組みの概要について説明しましたが、今後も説明会の開催やお手紙の配付等により、情報提供に努めます。
- ・ 園児への影響が出ないように、本市としましては、移管先法人への「引継ぎ」というものを重視しており、少しでも長く引継期間を確保して丁寧かつ慎重に進めたいと考えています。
- ・ 移管先法人の募集や選定にあたっては、学識経験者等で構成される選定委員会を通じて作業を進めていきます。募集要項の作成や選定の過程から、保護者のご意見やご提案を可能な限り反映するため、選定委員会に在園児保護者の代表者にもご参加いただく等、保護者の皆様のご協力をいただきたいと思います。

2 当日いただいた主なご質問等と市の考え方について

(1)市の方針に関するもの

Q1 民間移管ありきで説明されていたが、どのような経緯で住民アンケートが行われ、その結果を踏まえて市がどのように判断して方針を決定されたのか教えてほしい。

A1 鶴舞幼稚園については、平成27年4月入園分の園児募集の結果、本市が定める「園児募集停止等の基準」に該当したため、再編方針を検討し、平成27年3月に「平成29年4月に民間移管による認定こども園化」を公表させていただきました。
その後、保護者等との協議を進めていく中で、鶴舞地域在住の子育て家庭へのアンケートを行ってはどうかというご提案をいただいたことから、平成27年11月にアンケートを実施しました。アンケート結果は本市のホームページで公表しているとおり、賛成・反対ともに同程度の結果となりました。
平成29年4月の民間移管は延期することとなりましたが、最終的には本市の判断により、民間移管であっても平成29年4月からの3年保育を楽しみにして、申し込みのご準備をいただいていたご家庭への救済措置として、平成29年4月に一旦市立こども園へ移行したうえで、平成32年4月に民間移管するという方針を決定し公表させていただきました。

(2)市立こども園移行後の運営内容に関するもの

Q1 先生の配置について、資料では3歳児20人で1人と書かれているが、他園では2人のところもある。実際に1人でもやっつけられるのか。

A1 職員の配置基準は国が一律で定めており、3歳児20人につき職員1人というものは、必ず配置しなければならない職員数です。(仮称)鶴舞こども園の3歳児のクラス担任は基準上1人となりますが、支援が必要な園児が入園する際は、別途職員を配置することになります。

Q2 1号認定で預かり保育を利用する場合は、午睡はあるのか。布団等の準備が必要になるので、午睡が必要になるのかどうか教えてほしい。

A2 預かり保育における午睡については、4歳児や5歳児になれば午睡の必要はなくなりますし、園児の発育状況や体調によっても異なりますので、一律で設定しているものではありません。なお、午睡が必要な園児については、リース(有料)で布団を準備させていただくことも可能です。

Q3 預かり保育は1か月に10日間等の利用制限はあるのか。

A3 市立こども園における1号認定の園児の預かり保育については、利用日数の制限はありませんので、ご家庭の状況に合わせてご利用ください。

Q4 通園時の服装はどうなるのか。また、自転車での登園は許可いただけるのか。

A4 登園にあたっての個別の取り決めについては、今後検討のうえ、園から案内させていただきます。

Q5 施設整備は行わないということだが、エアコンは設置していただけるのか。

A5 市立こども園移行にあたって施設整備は行いませんが、保育室のエアコンにつきましては、平成28年度内に設置させていただく予定です。

Q6 保育料や給食費以外に、入園料等の費用は発生するのか。

A6 市立幼稚園から市立こども園に移行した場合であっても、入園料等の費用は徴収いたしません。なお、遠足や行事等に伴う実費負担は現行とおりです。

(3)平成29年4月入園に関するもの

Q1 1号認定の抽選のスケジュールを教えてください。

A1 1号認定の入園希望者が各学年の募集人数を超過した場合の抽選日時については、園ごとに決定することとなりますので、入園願書の配布時や提出時に園へお尋ねください。

Q2 抽選は保護者が参加するのか。抽選の順番はどうやって決定するのか。また、その場で結果がわかるのか。

A2 1号認定の入園希望者が各学年の募集人数を超過した場合の抽選については、保護者による公開抽選となります。抽選の実施にあたっては、最初にくじを引く順番を決める予備抽選を行った後、予備抽選で決定した番号順で本抽選を行い、その場で結果が判明します。

Q3 1号認定と2号認定を同時に申し込む場合の手続きを教えてください。

A3 (仮称)鶴舞こども園の1号認定に申し込む場合、他の市立園の1号認定と併願することはできませんが、2号認定については併願することが可能です。なお、2号認定で申し込む場合には、保育園を利用する場合と同様に「保育を必要とする要件」を満たすことが必要となります。4月から2号認定での入園を希望される場合には、平成28年度であれば12月9日(金)までに所定の申請書類を揃えて市役所の保育所・幼稚園課へ申し込むこととなります。詳しくは、保育所・幼稚園課へお問い合わせいただくか、保育所・幼稚園課のホームページにてご確認ください。

(4)民間移管に関するもの

Q1 移管先法人の募集は、平成29年度内に実施するのか。

A1 本市としましては、民間移管に伴う子どもへの影響を最小限にするとともに、保護者の不安を解消するため、移管先法人への引継期間を少しでも多く時間を確保したうえで丁寧な引継を行いたいと考えております。そのため、移管先法人の募集については、平成29年度内には動き出す必要があると考えているところです。

市立幼保施設の再編に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)

(担当) 柏木 ・ 宮崎

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/00000000000000/1366066836305/index.html>

